

平成30年度第3回愛知県医療審議会医療体制部会 議事録

○ 開催日時 平成31年3月18日（月） 午後2時から午後4時まで

○ 開催場所 愛知県三の丸庁舎8階 大会議室

○ 出席委員

岩月委員（一般社団法人愛知県薬剤師会会長）、内堀委員（一般社団法人愛知県歯科医師会会長）、浦田委員（一般社団法人愛知県病院協会会長）、加藤委員（愛知県公立病院会会長）、木村委員（一般社団法人愛知県医療法人協会会長）、佐々木委員（日本労働組合総連合会愛知県連合会会長）、鈴木委員（公益社団法人愛知県看護協会会長）、高橋委員（健康保険組合連合会愛知連合会会長）、柵木委員（公益社団法人愛知県医師会会長）、丸山委員（愛知県国民健康保険団体連合会専務理事）（敬称略）

<議事録>

●開会

（愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐）

定刻になりましたので、ただ今から「愛知県医療審議会医療体制部会」を開催いたします。

開会にあたりまして、健康福祉部保健医療局長の松本から御挨拶を申し上げます。

●あいさつ

（愛知県健康福祉部保健医療局 松本局長）

保健医療局長の松本でございます。

本日はお忙しい中、愛知県医療審議会医療体制部会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、日頃から本県の健康福祉行政に格別の御理解、御協力をいただいております、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

この医療体制部会は、各都道府県が医療法の規定に基づき設置している医療審議会の部会として設置されているものでございます。

参考資料1「医療審議会の組織について」を御覧いただきますと、表の左に大きく記載されておりますとおり、本県の保健医療分野の各種審議会等の意見を踏まえ、策定する医療計画に関するところを始め、医療提供体制の確保に関する重要な事項を御審議いただくことを目的としております。

さて、本日は、議題としまして、「医療介護総合確保促進法に基づく平成31年度計画事業（素案）の決定」、「有床診療所の病床整備計画に対する意見の決定」についての2件を挙げさせていただきます。

「医療介護総合確保促進法に基づく平成31年度計画事業（素案）の決定」につき

ましては、現在、平成31年度計画の策定作業を進めておりますので、本日はその素案について御審議いただきたいと思っております。2つ目の議題の「有床診療所の病床整備計画に対する意見の決定」につきましては、計画が提出されました構想区域における地域の御意見を踏まえ、計画に対する御意見をいただきたいと存じます。

また、報告事項といたしまして、「医師確保計画及び外来医療に関する計画の策定について」を始め6件について説明させていただきます。

いずれにしましても、県民の皆様が安全で安心して暮らせるということが私たち共通の願いであります。こうした願いの実現に向け、地域医療構想の推進をはじめとする、医療提供体制の確保にしっかりと取り組んでいかなければならないと感じております。

本日は限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきますと思っております。

本日もどうぞよろしく願いいたします。

●出席者紹介・委員の紹介

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

本来であれば、ここで出席者の御紹介でございますが、時間の都合がございますので、お手元の「委員名簿」及び「配席図」により、紹介に代えさせていただきますと思っております。

●定数・資料の確認

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

次に、定足数でございますが、この審議会の委員数は11名で、定足数は過半数の6名でございます。

現在、10名の御出席をいただいておりますので、本日の会議は有効に成立しております。また、本日は傍聴者の方が7名いらっしゃいますので、よろしく願いいたします。

続きまして、本日の資料の確認をお願いいたします。

【次第「配付資料一覧」により資料確認】

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

それでは、議事に入りたいと思っておりますが、以後の進行は柵木部会長をお願いいたします。

(柵木部会長)

部会長の柵木でございます。

参考資料1を御覧いただきますと、医療審議会関係の組織が掲載されておりました。

て、次から次へと会議が増えるというのが現状でございます。おそらく医療体制部会に出席していただいている委員の方々におかれましても、他の会議に重複して加わってみえるということも少なくないと思います。中でもこの医療体制部会の役割は、この組織図を見ていただいてもわかるとおり非常に大きなものでして、その分だけ責任も重大ということでございます。本日の議題に関しても良い結論が出るようにと思っております。

それでは、着座にて議事を進行させていただきます。議題に移る前に、本日の会議の公開・非公開について、事務局から御説明をお願いします。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

議題(2)の「有床診療所の病床整備計画に対する意見の決定」については、事業活動情報に該当する発言が出てくる可能性がございます。また、公開することにより率直な意見交換を妨げる恐れがございますので、「愛知県医療審議会運営要領」第3(1)に基づき、非公開とし、それ以外は公開とさせていただきたいと思えます。

(柵木部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、議題(2)の「有床診療所の病床整備計画に対する意見の決定」は非公開とし、その他は公開としますので、よろしくをお願いします。

続きまして、議事録署名者を決定したいと思います。署名者は「愛知県医療審議会運営要領」第4に基づき、部会長が2名を指名することとなっております。

本日は、内堀委員と鈴木委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

【内堀委員、鈴木委員承諾】

●議題

(柵木部会長)

ありがとうございました。

それでは本日の議題(1)「医療介護総合確保促進法に基づく平成31年度計画事業(素案)の決定」について審議を始めます。事務局から説明してください。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 三島主幹)

医療福祉計画課の三島と申します。よろしくお願いいいたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

それでは、議題(1)について、資料1により説明させていただきます。

まず、資料左上の「1 制度の概要」でございます。いわゆる団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年に向け、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進する

ため、消費税増収分を財源とする基金を都道府県に設置し、毎年度、都道府県が作成した計画に基づく事業を実施するという枠組みとなっております。本県では、平成26年12月に地域医療介護総合確保基金を設置しております。

下にまいりまして、「(1)平成31年度基金規模国予算案」でございます。来年度の医療分の基金規模は、全国で1,034億円となっております。今年度は934億円でございますので、100億円の増額となっております。その下の「参考」でございますが、この基金につきましては、医療分の他に介護分もございまして、全国で824億円となっており、医療分同様、今年度比100億円の増額となっております。

下にまいりまして、「(2)対象事業」でございます。医療分は3区分に分かれておりまして、①が地域医療構想の達成に向けた、具体的には病床の機能の分化連携を図るための医療機関の施設・設備の整備事業、②が居宅等における医療、いわゆる在宅医療の提供に関する事業、③が医療従事者の確保に関する事業となっております。

次に「2 事業費(案)」でございます。38億7,489万円余りとなっております。その右に括弧書きで平成30年度の計画事業費を記載しておりますが、35億2,959万円となっております。下にまいりまして、分野ごとの金額でございます。国は今年度に引き続き①から③について均等ではなく、①の地域医療構想の達成に向けた事業を重点化する方針を示し、1(1)の内訳にありますとおり総額の半分以上にあたる570億円を充てていく方針を示しております。それに対しまして、②と③につきましては、基金創設前まで国庫補助で実施してきた事業額を基本として、事業を計上するよう求められており、国庫補助からの移行・継続事業が中心となっております。それぞれの分野ごとの金額につきましては、表に記載がございまして、①が22.9億円、②が0.3億円、③が15.5億円でございます。

下にまいりまして、「3 今後のスケジュール(予定)」でございますが、今月初めに素案の事業額を国へ提出したところでございます。その元となる素案につきましては、年度始めに関係団体等からいただきました要望やアイデアを参考に組み立てたものでございまして、今後、国のヒアリング等を経まして、例年並みのスケジュールであれば8月頃に国から内示がある予定でございます。そして、内示に基づいて計画を国に提出いたしまして、交付決定をいただく予定となっております。

主な事業は、資料右側に掲載しております。医療分の対象事業別に①から③まで主な事業を掲載しております。①の新規分3事業は後程御説明させていただきます。その下の継続分でございます。それぞれ金額の大きい順に3事業を掲載しております。「回復期病床整備事業」を御覧ください。本事業は、愛知県の地域医療構想の推計により、ほぼ全ての構想区域で不足が見込まれる回復期機能の病床の確保を図るため、医療機関が行う回復期病床への転換等に必要となる施設整備・設備整備に対して助成をするものでございます。その下の「訪問看護職員就労支援事業」でございます。こちらは、訪問看護ステーション等において新人職員への同行訪問を行って支援する事業でございます。その下の「地域包括ケア推進事業」は、住み慣れ

た地域で、医療・介護等が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を図るため、市町村からの問い合わせに対応する相談窓口を設置することや、関係者を集めたネットワーク会議を設置するものでございます。補足させていただきますと、①は、医療機関の施設・設備事業が原則となっておりますが、1区分の重点化に伴いまして、国はこうした施設や設備の整備につながる研修などのソフト事業にも1区分を活用できるとしていることから、県としましてもここにいくつかのソフト事業を計画しております。

次に、②居宅等における医療の提供に関する主な事業でございます。継続分ということで、「在宅歯科医療推進歯科衛生士事業」は、未就業歯科衛生士の再就業支援のための事業、その下、「障害者歯科医療ネットワーク推進事業」は、障害者歯科医療が身近な地域で受けられるよう講習会開催やネットワークを構築するもの、その下、「在宅歯科診療設備整備事業」は、在宅歯科診療に取り組む歯科医療機関の診療に必要なポータブル機器等を整備するものでございます。

その下、③医療従事者の確保に関する主な継続事業でございます。「看護師養成所運営助成事業」は、実習病院が未併設の養成所の運営補助や教員の人件費補助、その下、「地域医療確保修学資金貸付金」は、将来的に県内の公的医療機関等で一定期間勤務することを条件とした修学資金を医学生に貸し付ける事業、「病院内保育所助成事業」は、病院の設置する保育施設への補助を行い、看護職員等の離職防止及び再就職を支援するものでございます。

1枚おめくり頂きまして、2ページを御覧ください。来年度の計画素案の事業一覧となっております。先程御説明したとおり、総額38億7,489万円余りとなっております。2ページ目は区分①の事業の全一覧でございます。表の左から事業名、事業の概要、事業者、補助率又は委託の別、本年度計画額及び来年度の事業費を示しており、先程説明を先送りしました来年度新規事業を太字のゴシック体で表しております。まず、No.2「病床規模適正化事業」を御覧ください。非稼働病床の廃止など、病床規模の適正化に伴い不要となる病棟、病室を他の用途へ変更するために必要な改修及び設備に助成するものでございます。次に、No.3「地域医療構想推進事業」でございます。昨年6月に厚生労働省から発出されました、地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策について、により国から示された基金の対象となる事業を行うもので、地域医療構想関係者間の認識を共有する観点から研修会を開催するとともに、地域医療構想の会議の参加者や事務局に助言を行い、議論の活性化を図るため、厚生労働省が選出した地域医療構想アドバイザーの活動経費を計上しております。なお、「補助率等」の欄が「-」になっておりますが、事業者のうち、下の県医師会様の事業については、「委託」となっておりますので、こちらに「委託」という文言が入ります。申し訳ありませんでした。そして、No.4「医療介護連携体制支援事業」の一番下の太字、「地域包括ケア対応歯科衛生士養成事業」でございます。こちらは、在宅療養者の口腔ケアに関する知識・技術を習得した歯科衛生士の養成事業を行うものでございます。以上、3点が、来年度の新規事業でござ

います。

なお、3ページ以降は区分②、③の事業で、先程申し上げましたとおり本年度の継続事業ばかりとなっておりますことから、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終了させていただきます。

(柵木部会長)

ただいま、医療介護総合確保促進法に基づく平成31年度計画事業の素案について説明していただきました。御意見等ございましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特になければ、御承認いただいたものとさせていただきますが、よろしいですか。

【異議なしの声】

(柵木部会長)

それでは、医療介護総合確保促進法に基づく平成31年度計画事業素案の決定について、承認とさせていただきますと思います。

続きまして、議題(2)「有床診療所の病床整備計画に対する意見の決定」に移りたいと思います。この議題については非公開となりますので、傍聴者の方は事務局の誘導に従って、退室をお願いします。議事終了まで、会場の外でお待ちください。

【傍聴者退室】

-----【以下非公開】-----

-----【これより公開】-----

●報告事項

(柵木部会長)

これより公開とします。

事務局は、傍聴者を入室させてください。

【傍聴者入室】

(柵木部会長)

本日は報告事項が6件ありますが、まず、報告事項(1)「医師確保計画及び外来医療計画の策定について」、報告事項(2)「愛知県地域保健医療計画別表の更新について」、報告事項(3)「地域医療構想推進委員会の取組みについて」の3件を、一括して事務局から説明をお願いします。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

医療福祉計画課の久野と申します。よろしくお願ひいたします。以後、着座にて説明させていただきます。私からは、報告事項(1)から(3)について、一括して説明させていただきます。

まず、報告事項(1)につきまして、お手元に資料3を御用意いただきたいと存じます。まず、「1 趣旨」を御覧ください。1つ目の○です。前回の当部会におきまして説明させていただきましたが、「医療法及び医師法の一部を改正する法律」が昨年公布され、医療法が改正されております。改正の概要につきましては、後程2ページ目を御覧いただきたいと思います。今回の改正によりまして、医療法に記載がございます「医療計画」に関する条文に、「医師の確保に関する事項」及び「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」の2項目が、医療計画に定める事項として新たに追加されておまして、本年4月1日から施行されることとなっております。このため、2つ目の○ですが、来年度中に、本県の「地域保健医療計画」の一部としまして「医師確保計画」及び「外来医療に関する計画」を策定し、来年度末、2020年3月を目途に公示する予定としております。その下、「医療計画の策定に関する指針等の全体像」の図を御覧いただきますと、右側の「医療計画」の枠の中に、医療計画に定める事項がございますが、その内の●、点線枠で囲んだ事項が追加された部分です。点線枠のすぐ下の「医療従事者の確保に関する事項」には、従来は医師が含まれておりましたが、今回の法改正によりまして、この項目からは医師に関する部分は除かれておます。

次に、「2 医師確保計画について」を御覧ください。(1)法改正の趣旨につきましては、各都道府県で実施されておます医師確保対策について、その実施体制を強化する、ということがございます。現状、分かっている範囲内で記載しておますが、計画に記載します主な内容につきましては、資料の右側の(2)にございますとおあり、主に3項目でございます。(3)計画期間でございますが、初回の計画につきましては2020年度から2023年度までの4年間となっております、その後は、3年ごとに見直しを行う予定となっております。

続きまして、「3 外来医療計画について」を御覧ください。(1)法改正の趣旨でございますが、今回の法改正では、まずは自主的な取組みによりまして、外来医療機能の偏在を解消していく、というものでございます。今回の医療法の改正によりまして、医療計画への記載事項に関する条文の改正と併せまして、関係者の方々に協議を行う場の設置に関しましても、法改正が行われておます。文章の後半部分、枠で囲ってありますが、一番下の3つ目の枠の中にあります「協議を行うことが必要」の部分に関連するものでございます。計画の主な内容につきましては(2)のとおりで、計画期間は(3)にありますとおあり、医師確保計画に準ずる予定となっております。詳細についてはまだ示されておませんので、今後国から通知が出てきましたら、また御案内させていただきたいと思ひます。

項目4には、スケジュールのイメージをお示ししておます。2020年3月の公示

に向けまして、両計画の策定作業を進めていくこととなりますが、外来医療計画につきましても、当部会において原案の検討を行っていく予定としております。なお、医師確保計画につきましても、前回の当部会で御説明させていただきました「地域医療対策協議会」におきまして策定作業を進めていくこととなりますが、医療計画の一部として策定することとなりますので、医療計画としての審議につきましても、医療審議会において行っていく予定としております。

簡単ではございますが、報告事項（１）についての説明は以上とさせていただきます。続きまして、報告事項（２）「愛知県地域保健医療計画別表の更新」について、御説明させていただきます。お手元に資料４を御用意ください。

こちらは、医療計画別表の更新ということで、前回11月２日の医療体制部会で御報告させていただきました以降に、新たに更新手続きを行った箇所を、ゴシック体の太字でお示ししております。時間の都合もございますので、更新内容の概要を説明させていただきます。

まず、資料１ページから８ページにかけて記載しております、「がん」、「脳卒中」及び「心血管疾患」の各体系図に記載されている医療機関名につきましても、それぞれ注釈に記載がございますが、本県の医療機能情報公表システムの平成30年度調査結果等に基づき、追加・削除を行っております。

また、資料16ページを御覧いただきたいと思いますが、「周産期医療」の体系図に記載されている医療機関名の「地域周産期医療施設」がございますが、こちらは、分娩の実施状況等に関する調査結果を基に更新を行っております。

その他の主な変更としましては、資料23ページを御覧いただきたいと思いますが、知多半島医療圏におきまして、公立西知多総合病院が、平成30年10月30日付けで地域医療支援病院として承認されましたので、別表に追加しております。

簡単ではございますが、別表の更新内容の説明は以上とさせていただきます。続きまして、報告事項（３）「地域医療構想推進委員会の取り組み」について、御説明させていただきます。お手元に資料５を御用意ください。

「１ 平成30年度第２回地域医療構想推進委員会の開催状況」ですが、本年度２月から３月にかけて各構想区域で開催してございまして、主な取り組み内容としましては、（２）にありますとおり、第１回の推進委員会に引き続き、合意が得られていない各プラン策定医療機関の役割の決定を始め、主に３点について協議を行っております。

協議結果につきましては、（３）を御覧ください。まず、「ア 新公立病院改革プラン、公的医療機関等2025プランを踏まえた将来担う役割に関する協議」についてでございます。前回報告いたしました際には、55の医療機関の役割が決定されていましたが、第２回目の推進委員会では、「新公立病院改革プラン」策定対象医療機関３病院の役割が新たに決定されています。３ページから６ページにかけて個別の医療機関の役割の決定状況についてまとめておりますが、まず４ページを御覧ください。海部構想区域の「あま市民病院」と、次に１枚おめくりいただきまして、

5 ページの西三河南部東構想区域の「県がんセンター愛知病院」及び「岡崎市民病院」の計3病院につきまして、新たに役割が決定されております。もう1枚おめくりいただきまして、6 ページを御覧ください。東三河北部構想区域の「東栄病院」につきましては、今後、プラン策定対象外となることから、議論の対象から除外することで、東三河北部構想区域の推進委員会で合意が得られております。このため、資料1 ページ目にお戻りいただきまして、「新公立病院改革プラン」の対象医療機関数を御覧いただきますと、前回の部会で報告させていただきました「26施設」から、今回は「25施設」として整理させていただいております。

次の「イ 民間病院等の将来担う役割に関する協議」及び「ウ 非稼働病棟を有する医療機関への対応」につきましては、各構想区域におきまして、それぞれ協議等を行っております。資料1 ページ目には、県全体の状況をまとめております。構想区域ごとの状況につきましては、7 ページにまとめておりますので、後程御覧いただければと思います。

「エ 報告事項」につきましては、資料にあります3点を報告しておりますので、当部会では、○の1つ目と3つ目の報告事項について、御説明させていただきます。

まず、○の3つ目の部分、来年度の地域医療構想の推進に関する取組みにつきまして、資料右側の「2 平成31(2019)年度の取組について」を御覧ください。(1) 県単位の地域医療構想調整会議の設置につきましては、昨年7月に開催いたしました当部会において御承認いただきましたことから、ア〜ウにありますとおり、来年度から設置、開催することとしておりまして、愛知県医師会様に会議の運営等を委託する予定としております。次に、各構想区域の推進委員会につきましては、(2) のアにありますとおり、今年度に引き続き、協議を行っていく予定としております。なお、今年度までは、原則年2回の開催としてきましたが、来年度からは、イにありますとおり、原則、年4回の開催としまして、一層、議論を進めていく予定としております。

最後に、「3 地域医療構想推進委員会の活性化のための地域の実情に応じた定量的な基準について」でございます。(1) 背景の2つ目の○にありますとおり、各県の調整会議の議論を活性化する観点から、国から通知が発出されております。また、3つ目の○にありますとおり、国からは、各都道府県が定量的な基準を円滑に作成できるよう、技術的支援として、埼玉県的方式により推計できるツールが配られております。第2回目の各構想区域における推進委員会では、このツールを用いて試算しました機能別の病床数を、参考、試算値として各構想区域にお示ししております。2 ページを御覧いただきますと、資料左側の(2)には、推計方法、考え方をお示ししておりますが、時間の都合がございますので説明は省略させていただきます。資料右側の(3)を御覧ください。表が3つございますが、一番上が、本県が地域医療構想で推計しております、2025年における病床数の必要量、その下の表が、2017年度の病床機能報告の結果、そして、3つ目の表が、2017年度の病床機能報告の結果を、国提供の定量的基準を使用して試算した結果となっております。

表の下には、愛知県全体の病床数につきまして、この3つの数値を棒グラフでお示ししています。数字の変化につきましては、後程御覧いただきたいと思いますが、各構想区域にお示ししておりますのは、あくまでも国のツールを用いて試算しました値、「試算値」ということで御説明させていただいております。

グラフの下に「参考」としてお示ししていますが、この国提供の定量的な基準に関しましては、病院団体協議会様から「参考にとどめておくべきもの」との御提言をいただいております。いただいた提言内容につきましても各構想区域の推進委員会で御報告させていただいております。

簡単ではございますが、説明は以上になります。

(柵木部会長)

ありがとうございました。ただ今の報告について、御意見等ございますか。

(加藤委員)

資料3の外来医療計画のところに協議の必要性が書いてありますけれども、これは地域医療構想推進委員会とは別の協議体でやるということでしょうか。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

現在検討中でございます。国は「地域医療構想調整会議を活用するなどして」としておりますので、推進委員会を活用していくかどうかにつきましては、今後検討を進めていきたいと思っております。

(柵木部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項(4)「第2期愛知県医療費適正化計画の実績評価について」、事務局から説明をお願いします。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

報告事項(4)について、御説明させていただきます。お手元に資料6を御用意ください。

こちらは、委員の皆様からの御意見等を踏まえまして、事務局で取りまとめました「第2期愛知県医療費適正化計画の実績に関する評価報告書」の概要でございます。まず、「1 実績に関する評価の位置付け」についてですが、医療費適正化計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」によりまして、計画期間の終了の翌年度に、計画の実績に関する評価を行うこととされておりますので、平成29年度までが計画期間でありました、本県の第2期計画について、実績評価を行ったものでございます。

次に、「2 目標の進捗状況」でございます。本県の第2期計画では、県民の健

康の保持の推進に関する目標として4項目、医療の効率的な提供の推進に関する目標として2項目を定めておりましたので、それぞれの目標に関する状況をまとめております。(1) 県民の健康の保持の推進に関する目標の表を御覧いただきますと、目標値と進捗状況、そして参考ということで、それぞれ数値をお示ししております。特定健康診査実施率、特定保健指導実施率、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率、20歳以上の喫煙率につきましては、目標値に達していないという状況にはなっておりますが、参考でお示ししております平成24年度の数値からは、改善が見られるという状況になっております。続きまして、(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標の表を御覧ください。まず、介護療養病床を除く全病床の平均在院日数につきましては、目標に対しまして平成28年度の実績で23.3日となっており、目標の達成が見込まれております。次の、後発医薬品割合につきましては、資料に記載がございませんが、数量ベースの割合として、平成29年度における後発医薬品割合を計画策定時から上昇させる、という目標を定めておりました。平成29年度実績を御覧いただきますと73.8%となっておりまして、数量ベースでの割合は上昇しているという状況でございます。

続きまして、「3 計画に掲げる施策の主な実施状況」につきましては、時間の都合がございますので、詳細な説明を省略させていただきます。(1) 県民の健康の保持の推進に関する施策、(2) 医療の効率的な提供の推進に関する施策につきまして、概要版ではございますが、それぞれ行った主な事業内容をまとめさせていただきます。

資料を1枚おめくりいただきまして、「4 平均在院日数の短縮による医療費適正化効果の推計」を御覧ください。第2期計画では、計画に掲げた目標の「平均在院日数の短縮」を行った場合の効果額として約368億円と推計していましたが、平成28年実績の23.3日を用いて国の推計ツールにより効果額を推計しますと、899億程度、医療費の伸びが抑制されているものと推計しています。

続きまして、資料の右側「5 医療費の推計と実績の数値について」を御覧ください。第2期計画では、適正化に係る取組みを行わない場合、適正化前の状況では、平成24年度の推計医療費2兆1,400億円から平成29年度には2兆5,950億円まで医療費が増加するところ、適正化に関する取組みを行うことで、29年度における推計医療費は2兆5,384億円となると推計していました。この推計に対しまして、平成29年度の医療費の実績見込みは2兆3,090億円となっておりまして、第2期計画における適正化後の推計医療費との差異は2,294億円となっております。その下の表は、各年度の推移をまとめさせていただきますので、参考に御覧いただきたいと思っております。

最後の項目6に関しましては、県民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進について、それぞれ今後の課題及び推進方策を記載しております。こちらにつきましても、時間の都合がございますので、説明を省略させていただきます。

簡単ではございますが、説明は以上になります。

(柵木部会長)

ただ今の説明について、御意見・御質問等ございますか。
よろしいでしょうか。

それでは最後に、報告事項(5)「地域医療連携推進法人尾三会に係る参加法人の追加等について」、報告事項(6)「本年4月27日から5月6日までの10連休における医療提供体制の確保に関する対応について」、事務局から説明をお願いします。

(愛知県健康福祉部保健医療局医務課 高口主幹)

愛知県医務課主幹の高口です。報告事項(5)「地域医療連携推進法人尾三会に係る参加法人の追加等について」、御説明いたします。資料7を御覧ください。恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

地域医療連携推進法人尾三会の認可概要をまとめた資料でございます。左肩に「下線部分：追加・退会・変更(平成31年4月1日現在)(予定)」と記載してございますが、まず資料の右側「4 参加法人」を御覧ください。太字で下線が引いてあります藤田医科大学病院の名称変更の他、日進市にございます医療法人大医会の日進おりど病院、みよし市にございます医療法人寿光会の寿光会中央病院の4月1日からの参加と、「5 社員」を見え消しにしてございますが、みよし市にございます個人開設の診療所で、社員として参加していただいております、たきざわ胃腸科外科の3月末日をもっての退会が、3月11日に開催された社員総会の議決により承認された旨の御報告がございました。今回の2病院の追加及び1診療所の退会におきましては、資料の左側の3にありますとおり、医療連携推進区域及び地域医療構想区域の変更はないものでございますが、尾三会の場合は、法人運営がその理念どおり適切に運営されている状況について、愛知県医療審議会医療体制部会に毎年報告することの付帯決議事項がなされておりますので、法人の動きとして御報告させていただいたものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上になります。

(柵木部会長)

尾三会の参加法人の変更についての報告でしたが、よろしいでしょうか。
それでは、報告事項(6)について説明をお願いします。

(愛知県健康福祉部保健医療局医務課 上田主幹)

愛知県医務課主幹の上田と申します。私からは、「本年4月27日から5月6日までの10連休における医療提供体制の確保に関する対応について」、御報告させていただきます。失礼して、着座にて説明させていただきます。お手元の資料8を御覧ください。

厚生労働省から1月15日付けで「本年4月27日から5月6日までの10連休における医療提供体制の確保に関する対応について」の通知がありましたが、この通知

は参考として2枚目に付けさせていただいております。資料の1つ目の○でございますが、通知の趣旨としては、天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律に係る国会の付帯決議を踏まえ、10連休における医療提供体制の確保に万全を期すよう、通知されたものでございます。通知の主な内容は、2つ目の○でございますが、1つ目に、10連休における必要な医療提供体制が確保されるよう、救急医療体制や外来診療を実施する医療機関等の情報を各医療機関等の承諾を得た上で、把握すること、2つ目として、把握した情報について、県民等に周知し、医療関係者等における情報共有を行うこと、でございます。

本県における対応状況につきましては、3つ目の○でございますとおり、私ども医務課を始め関係課室から関係団体へ1月30日もしくは31日付けで調査のお願いをさせていただいております。詳細は、この箱にあるとおりでございます。関係団体の皆様におかれましては、情報把握、医療提供体制の確保に御協力いただき、改めてこの場で御礼を申し上げます。把握した情報につきましては、医療機関の承諾を得たものについて、あいち医療情報ネットに掲載するため、現在作業を進めているところでございます。資料の右側を御覧いただきまして、病院につきましては、3月14日現在の状況ですが、集計が終わりましたので、参考として掲載しております。表にあるとおりでございますけれども、4月27日、4月30日、5月2日につきましては、県内の半数以上の病院に、5月1日につきましては、4分の1程度の病院に外来診療を行っていただけるという状況でございます。診療所につきましては、現在集計中でございます。あいち医療情報ネットの掲載は3月下旬を目指しておりますが、準備が出来次第、市町村、関係機関に情報提供させていただきたいと思っております。関係者の皆様で情報共有していただくとともに、県民の皆様にも周知させていただきたいと思っておりますので、皆様におかれましても、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(柵木部会長)

ただいまの事務局の報告について、御意見等ありますか。

(浦田委員)

今後医療審議会が開催される際には、報告事項(5)の尾三会の参加法人の変更の報告の際の参考資料として、2年前の尾三会の認可における付帯決議の文言を全て提示していただきたいと思います。記憶とともに薄れていきますし、委員も変わっていきますので、経緯がはっきり分かるように参考資料として御提示いただければと思います。

(柵木部会長)

今後も医療審議会が開催されて、尾三会の報告がなされるだろうと思いますが、

その経緯が分かる、以前の医療体制部会での審議経過を資料として配布するという
ことですが、これについては、事務局は異存はないですよ。

(浦田委員)

付帯決議のみ付けていただければ結構です。

(柵木部会長)

審議経過ではなくて、付帯決議のみ付けるということですね。

(愛知県健康福祉部保健医療局医務課 丹羽課長補佐)

医療体制部会の際に付けるということによろしいでしょうか。

(浦田委員)

報告をする場合は常にということです。

(柵木部会長)

医療審議会の際にも、付帯決議を尾三会の活動報告に付けるということですね。

(浦田委員)

付帯決議は2項目ありまして、今回は第2項目に対する報告ですけれども、第1
項目に対する報告はないので、付帯決議そのものを明示した上で、県から御報告い
ただきたいと思います。

(柵木部会長)

今回は、付帯決議の第1項目に対する報告はないですけれども、よろしいですか。

(浦田委員)

仕方ないと思います。

(柵木部会長)

変わらないから仕方ないということですね。

(浦田委員)

今のところ、関係する圏域の方々からはそういう御意見を頂戴しておりませんの
で、安心をしておりますが。

(柵木部会長)

状態が変わらなければ特に付けなくてもよく、ただ、第2項目の付帯決議だけは

これからも医療体制部会と医療審議会で資料として付けていただくということですね。

(愛知県健康福祉部保健医療局医務課 丹羽課長補佐)

地域医療連携推進法人については、医療体制部会へは報告していますが、医療審議会の本会へは報告しておりません。

(柵木部会長)

それでは、医療体制部会への報告ということですね。

(浦田委員)

そのようにお願いしますが、付帯決議の第1項目については特に提出する事態は愛知県として把握していないという一言を付けていただければよろしいかと思いません。

(柵木部会長)

それでは、尾三会の活動報告については、医療体制部会の開催の都度、付帯決議とともにしていただくということによろしいですね。

以上で、本日の議題等は全て終了しました。

本日は長時間に渡って御議論いただきましたけれども、他に何かありますでしょうか。

よろしいですか。

最後に、事務局から何かありますでしょうか。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

本日の会議録につきましては、後日、御発言いただきました方に内容の確認をいただいた上で、会議冒頭で部会長が指名いたしましたお二人の署名人に御署名いただくこととしておりますので、事務局から依頼がありましたら御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

●閉会

(柵木部会長)

それでは、これにて終了とさせていただきます。御協力ありがとうございました。